

学識経験者からの修正意見について

1 香川県感染症対策連携協議会（令和6年11月22日開催）

| 該当箇所  | 修正意見（要旨）   | 対応（修正箇所を下線で表示）  |
|---|--|---|
| 第2部第2章第3節Ⅲ（33頁）                                     | 33頁にある「DXの推進」について、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)や医療機関等情報支援システム(G-MIS)といった記述はあるが、マイナンバーカード利用、オンライン診療の推進、咽頭画像によるAIでのインフルエンザ診断などの技術もあるため、そういったところにも、もう少し踏み込んでよいのではないか。 | <p>第2部第2章第3節Ⅲ（33頁）に追記する。</p> <p>近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進や診療への活用により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。</p> <p>例えば、新型コロナ対応においては、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」により、医療機関から発生届のオンライン提出や患者本人による自身の健康状態のオンライン報告が可能になった。<u>また、医療機関等情報支援システム(G-MIS)（用語集参照）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が図られた。このほか、オンライン診療など診療においてもデジタル技術の活用が図られた。</u></p> <p>このような対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。（後略）</p> |
| 第3部第6章第3節（70・71頁）                                   | 70・71頁に「統括庁」との記載が頻出するが、統括庁について、自治体との関連や「国」との表現との関連がもう少しわかるようにしていただきたい。   | <p>第2部第1章第5節（1）（23頁）に追記する。</p> <p><u>新型インフルエンザ等の対応は、国と地方公共団体との適切な役割分担の下、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）（用語集参照）を司令塔組織とする国が基本的な方針を定め、地方公共団体が地域の実情に応じて対策を実施するものであり、県・市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）</u></p>  |
| 第3部第4章第3節（2）3-2-1③（60頁）、第3部第8章第3節（2）3-2-1-2（92・93頁） | コールセンター・相談センターに関し、新型コロナ対応時には病院から保健所への電話連絡もつながらず時間がかかったことを踏まえれば、電話だけで問題はないのか。メールやLINEといった電話以外の方法を活用する必要もあるのではないか。   | <p>以下2か所をそれぞれ修正する。</p> <p>・第3部第4章第3節（2）3-2-1③（60頁）</p> <p>③ なお、感染急拡大時には、コールセンターへの電話がつながりづらくなることも想定し、例えば、<u>電話回線の増設など相談体制の拡充</u>や問合せが多い内容のホームページでの周知等の対策を行うとともに、状況に応じて、電話以外の方法の導入も検討する。（健康福祉部）</p>   |

| 該当箇所                     | 修正意見（要旨）  | 対応（修正箇所を下線で表示）  |
|--------------------------|---|---|
|                          |   | <p>・第3部第8章第3節（2）3-2-1-2（92・93頁）<br/>         なお、感染急拡大時には、「相談センター」への電話がつながりづらくなることも想定し、例えば、<u>電話回線の増設など相談体制の拡充</u>や問合せが多い内容のホームページでの周知等の対策を行うとともに、状況に応じて、<u>電話以外の方法の導入も検討する。</u></p>   |
| <p>第2部第1章第4節（3）（21頁）</p> | <p>新型コロナ対応では、患者情報の公表に関し、感染者探しにつながるような情報が公表され、その結果、積極的疫学調査に応じてくれなくなるという事象があった。<br/>         基本的人権の尊重との考えに基づいて、公表する内容は、必要最小限のものとするということを、21頁が適切かわからないが、どこかに記載してほしい<br/>         54頁以降で、もう少し記載があってもよい。</p> | <p>以下3か所にそれぞれ追記する。</p> <p>・第3部第4章第1節（2）1-2-1③（55頁）<br/>         ③ 県は、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、国による関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を踏まえ、対応する。<u>その際、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。</u>（健康福祉部）</p> <p>・第3部第4章第3節（2）2-1③（57・58頁）<br/>         ③ 県は、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつなされる国による関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を踏まえ、対応する。<u>なお、引き続き、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。</u>（健康福祉部）</p> <p>・第3部第4章第3節（2）3-1-1③（60頁）<br/>         ③ 県は、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつなされる国による関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を踏まえ、対応する。<u>なお、引き続き、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。</u>（健康福祉部）</p> |

## 2 香川県感染症診査協議会（書面開催）

| 該当箇所                  | 修正意見（要旨）  | 対応（修正箇所を下線で表示）  |
|-----------------------|---|---|
| <p>第2部第1章第2節（13頁）</p> | <p>感染者や関係者への差別・誹謗中傷の防止を「基本的な考え方」の表の中に盛り込んだ方がよいのではないか（後ろのページに含まれていることは理解している）。</p> <p>特に、対応期の初期（「国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期」・「国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期」）は、感染者が少数であり、関心が集まりやすく、差別の対象になりやすいので、明記した方がよいと考える。</p> <p>また、排斥の原因となる「得体の知れないものへの恐怖心」は、危険を察知した人間の本能であり、自然な反応である。単に禁止しただけでは効果はなく、恐怖心をうまく御するための啓発・正しい情報の逐次公開が重要になると思われる。</p> | <p>以下3か所をそれぞれ修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部第1章第2節（15頁）<br/>（前略）また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国・県・市町・指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ（用語集参照）等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症（用語集参照）等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。</li> <li><u>感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、あってはならないことであり、県民一人一人がこのような認識の下、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動することが必要である。そのためには、平時からの啓発や科学的知見等に基づいた情報発信などのリスクコミュニケーションに努めることが重要である。</u></li> <li>・第3部第4章第2節（2）2-3（58頁）<br/>県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、<u>初動期には感染者が少数であるため感染者等に対し関心が集まり偏見・差別が起こりやすいと考えられることに留意し、実際の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、市町、NP0等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民に周知する。（健康福祉部、総務部、関係部局）</u><br/>また、例えば、国・JIHS等からその時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉部、関係部局）</li> <li>・第3部第4章第3節（2）3-1-3（60頁）<br/>県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、<u>対応期においては、特に「国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期」・「国内で</u></li> </ul> |

| 該当箇所            | 修正意見（要旨）  | 対応（修正箇所を下線で表示）  |
|-----------------|---|---|
|                 |   | <p><u>感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期」といった感染者が比較的少数である時期に、感染者等に対し関心が集まり偏見・差別が起こりやすいと考えられることに留意するとともに、実際の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。</u><br/>あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を県民に周知する。<u>（健康福祉部、総務部、関係部局）</u></p> <p>また、例えば、国・JIHS等からその時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。<u>（健康福祉部、関係部局）</u></p>  |
| 第2部第2章第3節Ⅲ（33頁） | 感染者の個人情報など、取扱いに注意を要するデータにアクセスする機会が多いと考えられるため、個人情報の保護、データの適切な取扱いに関する事項を追加してはどうか。   | <p>第2部第2章第3節Ⅲ（33頁）に以下のとおり追記する。</p> <p>（前略）こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮しながら、県民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。また、DXの推進に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意し、データを適切に取り扱うことが必要である。<u>（後略）</u></p>  |
| 第3部第8章          | 感染者が重症化した場合や、臨終時、埋葬時などは、感染防御を徹底した上で、患者と家族との面会制限を緩和し、十分な別れの場を設けることができるよう、努力する必要があるなどの記載を「検討を要する」「努力を要する」などのやわらかい表現で盛り込んでどうかと考える。 | <p>以下3か所をそれぞれ修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3部第8章第2節（2）2-2⑥（89頁）の次に以下のとおり追記</li> </ul> <p><u>⑦ 県は、患者及び面会者の交流の機会の確保について、基本的対処方針等により示される国の方針を踏まえ、医療機関に対して適切に周知する。（健康福祉部）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3部第8章第3節（2）3-1⑫（91頁）の次に以下のとおり追記</li> </ul> <p><u>⑬ 県は、第2節（初動期）に引き続き、患者及び面会者の交流の機会の確保について、基本的対処方針等により示される国の方針を踏まえ、医療機関に対して適切に周知する。（健康福祉部）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3部第13章第2節（2）2-4（132頁）を以下のとおり修正する。</li> </ul> <p>2-4. 遺体の火葬・安置</p> <p>政府行動計画において「国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する」とされている。県は当該要請があった場合は、所要の対応を行う。</p> <p><u>また、県は、基本的対処方針等により示される国の方針を踏まえつつ、市町と連携し、新型インフルエンザ等により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う（詳細は新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」参照）。（健康福祉部）</u></p> |

### 3 経済団体（個別聴取）

| 該当箇所                              | 修正意見（要旨）   | 対応（修正箇所を下線で表示）   |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>第2部第1章第2節（15頁）</p>             | <p>・感染症対策において、多くの従業員を有する一般事業者の行動は重要である。第13章において政府行動計画で国の役割になっているものの中でも、事業者の事業継続計画の策定などについては、県も国とともに、一定、関与すべきと考え、国と連携して対応することが、県としての独自性にもなるものと考え、以下のとおり・追加・修正意見を述べる。</p> <p>・15頁中段の「特に医療対応以外の………検討することが重要である。」について、政府行動計画では、それに相当する部分の次に「事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である」との記載があるが、県行動計画では記載がない。「国民」を「県民」とした上で、記載した方がよいと考える。</p> | <p>該当箇所について、以下のとおり追記する。</p> <p>（前略）特に医療対応以外の感染対策については、（中略）感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。</p> <p><u>事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、県民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。</u></p> <p>また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、（中略）公衆衛生対策がより重要である。</p>   |
| <p>第3部第13章第1節（2）1-3（129・130頁）</p> | <p>・「1-3-1. 指定地方公共機関における業務計画の策定の支援」において、県は、指定地方公共機関に対してのみ業務計画の策定を求めています。国だけでなく、県も一般事業者に対しても、業務継続計画の策定の勧奨及び支援を行うべきと考えるので、「1-3-1. 指定地方公共機関における業務計画の策定支援」の前に次の1項目を追加したらよいのではないかと。</p> <p>「① 県は、国とともに、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。」</p> <p>・「1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備事業の勧奨」</p>  | <p>該当箇所の1-3-2を1-3-3とし以下のとおり修正する。</p> <p>また、1-3-1の次に1-3-2として以下のとおり追記する。</p> <p><u>1-3-2. 業務継続計画策定の勧奨及び支援</u></p> <p>県は、国における取組を踏まえ、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、<u>関係業界団体を通じることなどにより、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う（商工労働部、健康福祉部、関係部局）。</u></p> <p><u>1-3-3. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨</u></p> <p>県は、国における取組を踏まえ、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨するとともに、自らこれに準じた取組を行う。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。（商工労働部、健康福祉部、関係部局）</p> |

| 該当箇所  | 修正意見（要旨）  | 対応（修正箇所を下線で表示）   |
|---|---|--|
|   | <p>は、政府行動計画を引用し、その後「県は必要に応じて、これに協力し」とあるが、「県も国とともに…する」と、県も主体的に事業者に周知することとしたらよいと考える。</p>  |  |
| <p>第3部第13章<br/>第2節（2）2-1<br/>（132頁）</p>       | <p>「2-1. 事業継続に向けた準備等の要請」の②の次に③として、政府行動計画に記載のある「③県は、国とともに、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。」を加えたらよいのではないかと考える。</p>   | <p>該当箇所を以下のとおり修正する。<br/>2-1. 事業継続に向けた準備等の要請</p> <p>① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう要請する。また、必要に応じて、これらの対策に加え、自らの業態を踏まえた対策の準備を行うよう要請する。（<u>商工労働部、健康福祉部、関係部局</u>）</p> <p>② 指定（地方）公共機関等は、<u>上記①の要請を踏まえた措置を講ずるとともに、その業務計画に基づき、国又は県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。</u>（<u>健康福祉部、関係部局</u>）</p> |
| <p>第3部第13章<br/>第3節（2）3-1-5<br/>（134頁）</p>     | <p>政府行動計画を引用し、その後「県は必要に応じて、これに協力する」とあるが、「県も国とともに…する」と、県も主体的に事業者に周知することとしたらよいと考える。また、項目の題を「サービス水準に係る国民への周知」を「サービス水準に係る県民への周知」に変更したらよいと考える。</p>   | <p>該当箇所を以下のとおり修正する。<br/>3-1-5. サービス水準に係る<u>県民等</u>への周知</p> <p><u>県は、必要に応じて、国における取組を踏まえ、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民等（旅行者や在留資格を持たない外国人等を含む。）</u>に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。（<u>商工労働部、関係部局</u>）</p>   |
| <p>第3部第13章<br/>第3節（2）3-2-1<br/>（135・136頁）</p> | <p>「3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等」の①の次に②として、政府行動計画に記載のある「② 国は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、国は、業界団体と連携し、必要に応じて、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。」を追加して、国の事業者に対する支援についても記載した方がよいと考える。</p> | <p>該当箇所を以下のとおり修正する。<br/>3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等</p> <p>① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。（<u>商工労働部、健康福祉部、関係部局</u>）</p> <p>② <u>政府行動計画において「国は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、国は、業界団体と連携し、必要に応じて、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する」とされている。</u>県は、事</p>  |

| 該当箇所 | 修正意見（要旨） | 対応（修正箇所を下線で表示）   |
|------|----------|--|
|      |          | <p><u>業者に対して感染防止対策の実施を要請する場合において、これに留意し、適切に対応する。（商工労働部、健康福祉部、関係部局）</u></p> <p>③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。（健康福祉部、関係部局）</p> |

市町長からの修正意見について

| 該当箇所                           | 修正意見（要旨）  | 対応（修正箇所を下線で表示）   |
|--------------------------------|---|------------------|
| 第3部第2章<br>第3節（2）3-<br>2-1（45頁） | 保健所設置市のみでリスク評価を行う効果は限定的であると考えため、「また、保健所設置市である高松市も上記に準じて、市内の状況に係るリスク評価を行う。」を「また、保健所設置市である高松市も上記を参考に、市内の状況に係るリスク評価に努める。」とすることを提案する。 | 該当箇所を提案のとおり修正する。 |